

○振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定等

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を以下のとおり指定し、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に係る振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号。以下「規制」という。）により指定する区域並びに道路交通振動の限度に係る区域の区分及び時間の区分を以下のとおり定める。

（振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域）

- 1 法第 3 条第 1 項に基づく住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（以下「指定地域」という。）は、半田市全域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域及び同法第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により指定された都市計画区域以外の地域を除く。）とする。

（特定工場等において発生する振動の規制基準）

- 2 法第 4 条第 1 項の規定に基づき、指定地域内における特定工場等において発生する振動の規制基準は、次のとおりとする。

区域の区分		時間の区分	昼間	夜間
			午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から翌 日の午前 7 時まで
第 1 種区域	1	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層専用住居地域	60 デシベル	55 デシベル
	2	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	65 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	1	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65 デシベル	60 デシベル
	2	工業地域	70 デシベル	65 デシベル
1 工業地域のうち学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5				

デシベルを減じた値とする。

- 2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。(1の適用を受ける区域は除く。)

(特定建設作業に係る振動規制法施行規則により指定する区域)

- 3 規則別表第1付表第1項の規定に基づき指定する区域は、次のとおりとする。
 - (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
 - (2) 工業地域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域

(道路交通振動の要請限度に係る区域の区分)

- 4 規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 第1種区域
指定地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
 - (2) 第2種区域
指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

(道路交通振動の要請限度に係る時間の区分)

- 5 規則別表第2備考2の規定に基づく時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 昼間
午前7時から午後8時まで
 - (2) 夜間
午後8時から翌日の午前7時まで

備考

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法第8号第1項第1号の規定による都市計画において定められた地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、

同法第5条第1項、第2項又は第4項の規定により指定された都市計画区域であつて同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。